◆座間市学校再編計画素案（暫定版）に対する市民意見等を受けて変更する主な事項

※ここに記載されているほか、計画の趣旨が変わらない変更（掲載順の変更、文言の修正等）を行っています。

No	変更内容	該当箇所		具体的な変更内容	変更となった主な要因（市民意見・市の考え等）
1	変更	P.18	Ⅳ　学校再編プラン ２．エリアごとの再編プラン 中央エリア	移転後の相武台東小学校区について、暫定版において、立野台小学校区としていた緑ケ丘２丁目１～６番、８～１０番を含めて拡張する。 ※中学校区は変更前後ともに座間中学校区 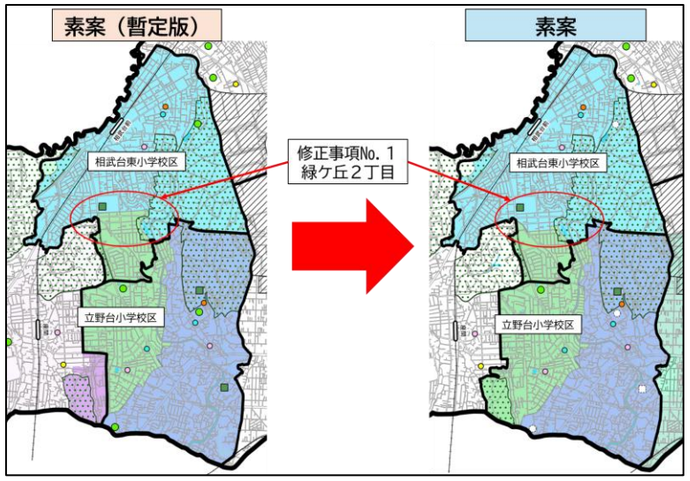	・当該地区に所在する自治会から、自治会区と通学区域との整合を求める意見が提出されたため ・入谷小学校区内の入谷東４丁目地区（旧中原小学校区）を、立野台小学校区に変更することにより、立野台小学校の児童数が増加するが、望ましい学校規模確保の観点から、移転後の相武台東小学校区を拡張することで、両校の学校規模の平準化を図ることができる見込みであるため（No.2の変更と関連）
2	変更	P.16	Ⅳ　学校再編プラン ２．エリアごとの再編プラン 西部エリア	立野台小学校区及び栗原中学校区（中央エリア）について、暫定版では、入谷小学校区及び西中学校区（西部エリア）としていた、旧中原小学校区の入谷東４丁目地区を含めて拡張する。 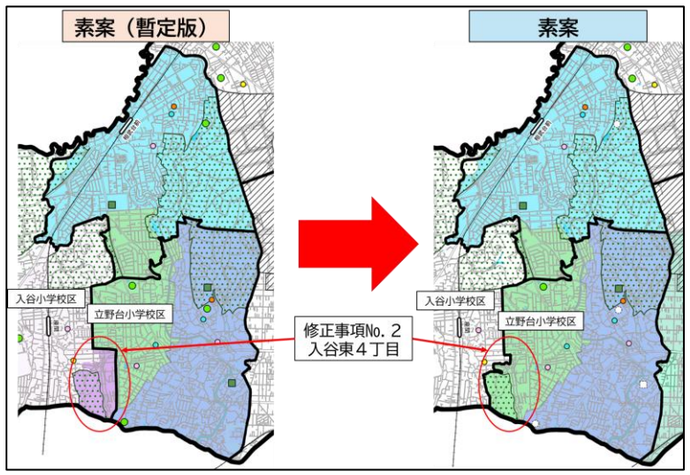	・当該地区について、通学環境の観点から、立野台小学校区とすることを求める地域住民の意見が多数提出されたため ・当該地区からの通学距離を比較した場合、入谷小学校と立野台小学校で大きな差は無いが、入谷小学校への通学路（想定）の高低差が大きいため ・移転後の相武台東小学校区については、暫定版において立野台小学校区としていた、緑ケ丘２丁目１～６番、８～１０番を含めて拡張することにより、立野台小学校における将来の児童数推計が適正規模を維持できる見込みため（No.1の変更と関連）
		P.18	Ⅳ　学校再編プラン ２．エリアごとの再編プラン 中央エリア		

◆座間市学校再編計画素案（暫定版）に対する市民意見等を受けて変更する主な事項

※ここに記載されているほか、計画の趣旨が変わらない変更（掲載順の変更、文言の修正等）を行っています。

No	変更内容	該当箇所		具体的な変更内容	変更となった主な要因（市民意見・市の考え等）
3	変更	P.20	Ⅳ　学校再編プラン ２．エリアごとの再編プラン 東部エリア	小松原２丁目地区をひばりが丘小学校区（東中学校区）に変更する。 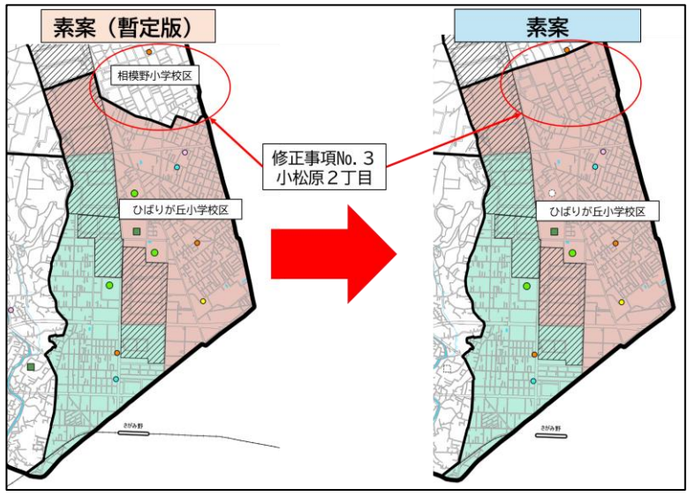	・当該地区について、ひばりが丘小学校（東中学校）区とすることを求める地域住民の意見が複数提出されたため ・小松原１丁目と２丁目の境の道路に、信号付き横断歩道や横断待ちによる歩行者の滞留スペースがなく、安全に横断するには、大きく迂回する必要があること ・直近の未就学児童数の調べでは、旭小学校、ひばりが丘小学校区の減少が顕著である。今後、旭小学校とひばりが丘小学校を統合した場合でも、望ましい学校規模を維持できない恐れや、低水準となる可能性もあり、各エリアとの平準化を図る観点からも、小松原２丁目地区の境界を変更する必要性があるため ・東部エリアの再編案と関連する北部エリアの再編案（小松原２丁目を移転後の相模野小学校区とする。）が不確定なため、小松原２丁目の児童生徒及び保護者に対し不安を生じさせる可能性があることから、当該地区をひばりが丘小学校区（東中学校区）に変更する
4	追加	P.18	Ⅳ　学校再編プラン ２．エリアごとの再編プラン 中央エリア	中原小学校建替えのハードルが非常に高いこと及び相武台東小学校の移転により、建替えの際に懸念される校地内の斜面地、暗きょの諸課題を回避できることを追記する。 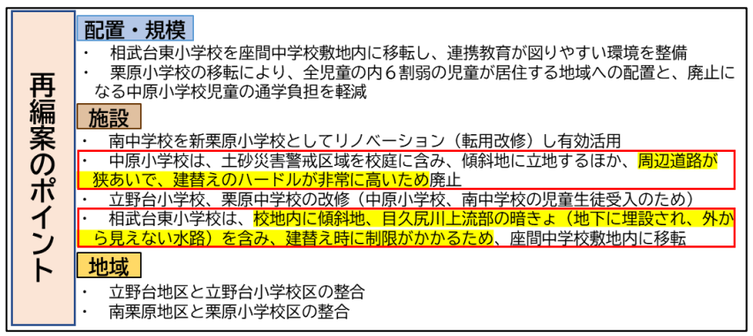	・住民説明会等で移転や廃止の理由についての質問が多かったことを踏まえ、より具体的な理由を示し、再編について更なる理解を図る必要性があるため

◆座間市学校再編計画素案（暫定版）に対する市民意見等を受けて変更する主な事項

※ここに記載されているほか、計画の趣旨が変わらない変更（掲載順の変更、文言の修正等）を行っています。

<table>
<tr><th>No</th><th>変更内容</th><th colspan="2">該当箇所</th><th>具体的な変更内容</th><th>変更となった主な要因（市民意見・市の考え等）</th></tr>
<tr><td>5</td><td>追加</td><td>P.23、24</td><td>Ⅳ　学校再編プラン
４．エリアごとの再編プランにおける通学距離</td><td>再編プランが望ましい学校配置における通学距離範囲内であることを明示するため、各エリアの最長通学距離を示すページを追加する。

4　エリアごとの再編プランにおける通学距離
各エリアにおいて、通学路シミュレーションを行った結果、想定される最長通学距離はいずれも望ましい学校配置の通学距離である、小学校２．２ｋｍ、中学校２．５ｋｍ以内に収まる想定です。
【小学校】
エリア｜小学校名｜最長通学距離※1｜通学時間※2
西部｜① 座間小｜約1.9ｋｍ｜約３２分
西部｜② 入谷小｜約1.9ｋｍ｜約３２分
中央｜③ 栗原小｜約1.9ｋｍ｜約３２分
中央｜④ 相武台東小｜約1.9ｋｍ｜約３２分
東部｜⑤ 立野台小｜約1.6ｋｍ｜約２７分
東部｜⑥ ひばりが丘小｜約2.0ｋｍ｜約３４分
東部｜⑦ 東小｜約1.9ｋｍ｜約３２分
北部｜⑧ 相模野小｜約1.9ｋｍ｜約３２分
北部｜⑨ 相模が丘小｜約1.3ｋｍ｜約２２分
【中学校】
エリア｜中学校名｜最長通学距離※3｜通学時間※4
西部｜⑩ 西中｜約2.5ｋｍ｜約３７分
中央｜⑪ 座間中｜約1.9ｋｍ｜約２９分
中央｜⑫ 栗原中｜約2.2ｋｍ｜約３３分
東部｜⑬ 東中｜約2.4ｋｍ｜約３６分
北部｜⑭ 相模中｜約2.3ｋｍ｜約３５分
※1…直線距離ではなく、安全性を考慮した通学路を通った場合の想定通学距離
※2…市内複数の登校班で実測した平均分速67mに、信号待ち等を考慮した、分速60mで算出
※3…中学校では想定される通学経路を基に、地図情報サービスの徒歩経路検索により算出
※4…小学生の平均分速67mを基準に、１割程度速い分速74mとし、信号待ち等を考慮した、分速67mで算出

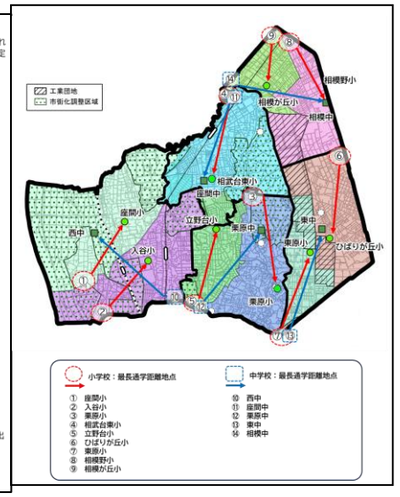
</td><td>・再編により、通学距離が長くなるという市民意見が多数提出されたことを踏まえ、距離について視覚的に分かりやすくするため</td></tr>
<tr><td>6</td><td>追加</td><td>P.25</td><td>Ⅳ　学校再編プラン
４．学校再編に伴う配慮・対策
児童生徒への配慮</td><td>再編の影響を最小限に抑え、各家庭の個別の事情に柔軟に対応できるよう、各項目をより具体的に明記すること及び指定校変更について追記する。

児童生徒への配慮
編入に伴う、児童生徒の不安等をできる限り軽減するため、次のような取組を行う予定です。
再編移行期間の確保｜学校再編により、通学区域が変更になる地域を対象に、小学校で6年前を目安に、中学校で3年前を目安に再編時期の事前通知を行うと共に、再編までの間を移行期間とします。
再編対象校間での事前交流｜合同授業、行事の合同開催、交流レクリエーションなどを実施し、事前に面識を持つ関係を構築します。
教職員の継続配置｜再編前後において、同じ教職員を継続して配置することで、慣れ親しんだ教職員のもと、児童生徒が安心して新しい学校生活を送れるような学校運営体制を構築します。
メンタルヘルスケア｜スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、サポート体制を構築します。
指定校変更の柔軟な運用｜①就学予定の学校において、在学中に学校再編（統合・移転・通学区域変更）が予定されている場合は、再編後の学校に指定校変更が申請できるようにします。
②学校再編の過程で、兄弟姉妹が異なる就学先となってしまう場合は指定校変更が申請できるようにします。
③その他、学校再編に起因し、指定校変更の必要があると教育委員会が認める場合は指定校変更をします。</td><td>・市民意見等で、直ちに再編が行われると誤解されているケースが散見されること

・再編時の子どものケアについて、市民意見が複数提出されたこと

・再編が決まっている場合、予め再編先の学校に通わせたいという市民意見が複数提出されたため</td></tr>
</table>

◆座間市学校再編計画素案（暫定版）に対する市民意見等を受けて変更する主な事項

※ここに記載されているほか、計画の趣旨が変わらない変更（掲載順の変更、文言の修正等）を行っています。

No	変更内容	該当箇所		具体的な変更内容	変更となった主な要因（市民意見・市の考え等）
7	追加	P.25	Ⅳ　学校再編プラン ４．学校再編に伴う配慮・対策 通学負担の軽減	通学負担の軽減策として、「通学時の携行品の軽量化」、「熱中症対策の充実」を追記する。 **通学の安全対策・負担軽減** 「座間市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路点検や安全対策を推進し、通学路の安全確保に努めます。特に、再編に伴い新設される通学路については、必要に応じて、交通誘導員を配置するなどの対策を検討していきます。 また、通学距離が比較的長い児童生徒の負担軽減を図るため、学校再編と並行して、通学時の携行品の軽量化や熱中症対策の充実などに努めます。	・通学距離が延びることで、熱中症リスクや通学負担が高まるとの市民意見が多数提出されたこと ・スクールバス導入についての市民意見が複数提出されたが、今般の再編では、通学距離や対象者規模に鑑み、スクールバス導入の考えはない一方、更なる通学負担の軽減を図る必要があると判断したため
8	追加	P.26	Ⅳ　学校再編プラン ４．学校再編に伴う配慮・対策 跡地利用	跡地利用については、教育委員会主体で検討する事項ではなく、また本計画で具体的に示す事項ではないため、市全体として取り組んでいくこと等を追記する。 **跡地利用** 学校再編により発生する、使わなくなった学校施設や敷地については、有効に利活用ができるよう、検討体制を設け、市民意見等を参考にしながら、市全体で取組を進めていきます。 なお、具体的な取組について、本計画では対象外としますが、各校の再編着手時に検討予定です。	・廃止、移転後の跡地利用について、市民の期待が高いことが伺える意見が複数提出されている一方、跡地利用に対する取り組み方を踏まえ、本計画では具体的に示せないことを伝えるため ・跡地利用については、市全体で取り組むことを明確にするため
9	追加	P.26	Ⅳ　学校再編プラン ４．学校再編に伴う配慮・対策 放課後の子ども対策	特に意見の多い児童ホームについて、庁内連携して進めていくことを追記する。 **放課後の子ども対策** 児童ホームなど、放課後において、子ども達が安全かつ充実して過ごせる環境を支援するため、学校再編に伴う施設整備の際には、所管部局と協力・連携し、子どもの居場所づくりに努めます。	・児童ホームで待機児童が出ていることなど、現状への懸念や、再編後は更に環境としてマイナス傾向になるのではという不安の意見が多数提出されたため

◆座間市学校再編計画素案（暫定版）に対する市民意見等を受けて変更する主な事項

※ここに記載されているほか、計画の趣旨が変わらない変更（掲載順の変更、文言の修正等）を行っています。

<table>
<tr><th>No</th><th>変更内容</th><th colspan="2">該当箇所</th><th>具体的な変更内容</th><th>変更となった主な要因（市民意見・市の考え等）</th></tr>
<tr><td>10</td><td>追加</td><td>P.30</td><td>Ⅴ　計画の推進に向けて
２．学校再編スケジュール（暫定）
学校再編スケジュール（再編に着手する順番）</td><td>再編する学校の順番について、新たに追加する。
学校再編スケジュール（再編に着手する順番）
本スケジュールは再編に着手する順番を示していますが、各再編の準備や施設整備の進捗状況に応じて、複数の再編を同時進行で実施する場合があります。
<table><tr><th>順番</th><th>第１期（Ｒ９～Ｒ１８）</th></tr><tr><td>1</td><td>・座間小と入谷小の学区再編
・座間小の建替えと入谷小の一部改修</td></tr><tr><td>2</td><td>・南中を廃止し、栗原中と東中へ分離統合
・栗原中と東中の一部改修</td></tr><tr><td>3</td><td>・南中校舎のリノベーション（小学校への転用改修）
・栗原小の移転</td></tr><tr><td>4</td><td>・中原小を廃止し、立野台小と栗原小へ分離統合
・立野台小の一部改修</td></tr><tr><td>5</td><td>・相模野小の相模が丘地区東部への移転、建築
・相模野小、相模が丘小の学区再編
【※案②の場合は相模中と相模野小の敷地を入れ替え】</td></tr></table><table><tr><th>順番</th><th>第２期（Ｒ１９～Ｒ２８）</th></tr><tr><td>6</td><td>・相武台東小の座間中敷地内への移転、建築
・相武台東小と立野台小の学区再編</td></tr><tr><td>7</td><td>・旭小を廃止し、ひばりが丘小へ統合
・ひばりが丘小の建替え（建替え期間中は旭小校舎を一時使用）</td></tr></table></td><td>・再編のおおよそのスケジュールが見えないため、不安に感じているとの意見が多数提出されたこと</td></tr>
<tr><td>11</td><td>変更</td><td>P.8
、16
、18
、20</td><td>Ⅲ　魅力ある学校づくりのために
４．地域（自治会）との連携
及び
Ⅳ　学校再編プラン
３．エリアごとの再編プラン
西部、中央、東部エリア</td><td>Ⅳ-３　各エリアの再編案における、「再編案のポイント」の「地域」の項目について、地区自治会連合会との整合に関する表記を、地区と通学区域の整合とした表記へ統一する。
これに伴い、Ⅲ-４に「地域（自治会）との連携」の項目を新設し、包括的な表記に変更する。
素案（暫定版）
地域
・立野台地区自治会連合会区割と立野台小学校区の整合
・南栗原地区自治会連合会区割と栗原小学校区の整合
↓
素案
地域
・　立野台地区と立野台小学校区の整合
・　南栗原地区と栗原小学校区の整合
４　地域（自治会）との連携
学校は、自治会をはじめとした地域の方々にも支えられながら運営しているため、望ましい学校規模や望ましい学校配置の実現を前提としながら、可能な限り、通学区域と地区の整合が図れるよう配慮します。
あわせて、地域との連携を深めるため、学校再編に関する進捗状況や関連情報の共有等に努めます。</td><td>・望ましい学校規模の確保を踏まえた場合、通学区域と地区自治会連合会区が整合する区域は一部に留まる状況であること

・市自治会総連合会との協議により、単位自治会をなるべく分断しないよう学区と整合させることで意見が一致したこと

・本計画の基となる、「ざま魅力ある学校づくり方針（R6.3）」では、「学区は原則として地区に基づいて設ける」旨を既に示していること</td></tr>
</table>